

Q 会員として登録した後、登録更新の手続きなどあるんですか？

A 会員になると、定期的に会員登録更新が必要になります。会員登録更新がされていない場合、横浜子育てサポートシステムとしての利用・活動ができません。



Q 事前の打ち合わせは、どんなことを話し合うのですか？

A コーディネーターが、お子さんを預けたい方、預かる方の都合を調整します。預けたい希望日時・内容に援助ができる提供会員が見つかったのち、お子さんを実際に預ける（預かる）内容・条件を話し合います。事前打ち合わせは利用会員と提供会員の顔合わせも兼ねる、大事なステップです。

（事前打ち合わせの結果、お子さんの預かりをお断りする場合は、
コーディネーターを通してお知らせすることができます。）

確認ポイント

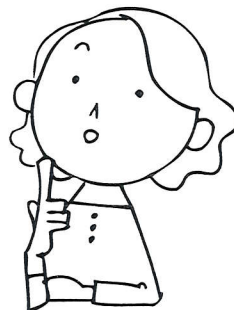
- ・実費（食費、おやつ・飲料代、交通費など）
- ・非常時の連絡先など

Q 依頼をすれば、子どもは必ず預かってもらえるのですか？

A 横浜子育てサポートシステムは、子育てを手伝いたい、という地域の方（提供会員）の協力により、成り立っています。ベビーシッターサービスのようにすべての要望にお応えできるものではありません。地域や提供会員の数、また、早朝や夜間、遠方への送迎などのニーズ・内容により、引き受けてくださる方が見つからないこともあり、ご希望に100%お応えできるものではありません。

Q きょうだい2人を預けることはできますか？

A 提供会員は原則として、お子さん一人の預かりですが、きょうだい児の預かりも可能です。ただし、お子さんの年齢や依頼内容により、一人の提供会員での対応が難しい場合がありますので、コーディネーターによくご相談をお願いします。一人の提供会員がきょうだい児を預かる場合、2人目以降のお子さんの報酬は、通常の半額となります。例えば、平日の日中1時間、きょうだい2人をお願いした場合、800円+400円で合計1,200円となります。また、きょうだいの場合でなくても、会員間で合意ができれば、一人の提供会員が2人以上のお子さんを預かることも可能です。ただし、報酬は利用会員が異なりますので、通常どおりとなります。



Q 事前打ち合わせは、どんな場所で行うのですか？

A お子さんを預かる場所で、利用会員と預けるお子さん、提供会員、コーディネーターで行います。保育施設などへの送迎を依頼する場合には、施設の場所を確認し、施設の方とも打ち合わせをします。「親子の居場所」（地域子育て支援拠点や親と子のつどいの広場等）での預かりについても、同様です。

頼もしい
「子育て先輩ママ」

提供会員さんとうちの子が遊んでいる間に、仕事をしたり、用事で出かけたりします。普段の生活の話、子育ての悩みなども聞いてくださり、的確なアドバイスも。まちの子育て先輩ママ＝提供会員さんの存在は頼もしく、励みになります。

かれこれ5年、いろいろな方のお世話に

4歳の娘を保育園に迎えに行っていたからこれ5年、いろいろな提供会員さんにお世話になりながら仕事を続けています。子どもの成長にあわせた視点で見守ってくださるので安心してお任せしています。

転居・出産
さっそく会員に

横浜に越してきて二人目を出産、慣れないまちでの子育ての不安と将来の仕事復帰に備えて利用会員登録をしました。3人目も生まれて、いまや提供会員さんなくして私たち家族の生活は考えられません。



提供会員の声

家族ぐるみで迎えます

お預かりするお子さんは、我が家にとってかわいい孫のようなもの。定年退職した夫もお子さんの来る日を指折り数えて、小奇麗な格好で待っているんですよ。

育児のエネルギーを充電して

子育てにはリフレッシュが必要。わずかな時間でも私たちがお預かりして、少しでも気持ちを入れ替え、その後の育児が楽しくできるように頑張っています。

ママがいなくなっても大丈夫

初めてお預かりした時は大泣きされたんです。が、慣れるにつれて抱っこされたまますやすや眠るように、私を信頼してくれたことに、今度は私が泣いてしまいました。



Q 早朝・深夜に子どもをお願いすることはできますか？



A 提供会員は、お子さんを預かる活動を仕事にしているわけではありません。空いた時間を地域の子育て支援に役立てたい、という思いで参加している方たちです。日々の暮らしの中での活動のため、早朝・深夜の活動が可能な提供会員がいるとは限りません。また、宿泊を伴う援助活動を行うこともできません。

Q 預かってもらう報酬のほかに、お支払いするものはありますか？

A 活動に伴う交通費、おやつ代、食事代などの援助に関わる実費を負担していただきます。また事前打合せの際にかかった提供会員の交通費についても利用会員に負担をしていただきます。



Q 子どもの送迎に、自家用車を使ってもらうことは可能でしょうか？

A 基本的に、自家用車による送迎は推奨していません。自動車の事故は被害が大きくなることが予想されるほか、子育てサポートシステムの保険では自家用車の事故は賠償保険が適用されないためです。どうしても自家用車送迎が必要な場合は、コーディネーターにご相談ください。ただし、必ずしも自家用車で援助できる提供会員がいるとは限りません。



Q 子どもが熱を出しましたが、仕事を休めません。預かってもらえるでしょうか？

A 体調を崩しているお子さんや、医療行為の必要なお子さんの援助活動を行うことはできません。病気のお子さんをお預かりする病児保育室（医療機関併設）が市内に数ヶ所あります。詳しくは、横浜市子ども青少年局保育・教育運営課（電話671-2399）へお問い合わせください。

Q 利用をキャンセルしたい時は、どうすればいいですか？

A キャンセルすることが決まったら、速やかに提供会員に連絡をお願いします。キャンセル料は

- | | |
|---------------------|--------------|
| ・利用予定日前日の午後7時まで | 無料 |
| ・利用予定時刻前まで | 予定負担（報酬）額の半額 |
| ・利用予定時刻までに連絡がなかったとき | 予定負担（報酬）額の全額 |

マナーとして、キャンセル料はなるべく早く提供会員にお支払いください。

子育てサポートシステムでよい近所づきあいを

利用会員、提供会員それぞれから、「子育てサポートシステムをきっかけに近所でよいお付き合いができるようになった」との喜びの声が聞かれます。

このようなよい関係を築くためのポイントは、ちょっとしたマナーや気づかい。例えば、あいさつや感謝の一言を忘れない、迷惑な時間帯には電話を控えるなど、多くの方に気持ちよくシステムを利用していただくため、心に留めてもらえるとうれしいです。（事務局）